

○政府委員（山口正義君） 答へ申上

げます。貞明皇后の救らい事業募金は、御承知のように昭和二十六年の八月二十五日から約一年間に亘つて行われました。目標額が二億二千万円でございましたが、二億二千八百万円余り集まりました。そのうち事務費を差し引きまして二億七百万円余りを募金委員会から元のらい予防協会が改組されました藤楓協会に引継がれて、それに貞明皇后の御遺金二百万円を加えますと二億九百万円余りになるわけでございます。そのうち御遺金二百万円と募金額の一億五千万円を基金として一応積立ててございます。昭和二十七年に実施いたしました事項、それからそれに使用いたしました金額の主なものは第一は金額は僅か三千万円でございますが、昨年の六月二十四日に貞明皇后を偲ぶ会というのを日比谷公会堂で実施いたしました。その際にらに關します思想普及についてのパンフレット、リーフレット等を作成して配付いたしました。第二は患者の慰安費といたしまして、療養所に収容しております患者の慰安のために映画、演劇、圖書購入などの経費のために三百万円を各療養所に配付いたしました。それから救らい映画の作製、これは「希望への道」という映画でございます。これは救らい思想啓蒙のための映画を作製いたします。それに三百万円使用いたしました。そのほかには只今中山先生から御指摘のございましたらいの治療薬の研究を実施したいという目的を以て、三鷹市にございますコンクリートの建物を四千万円で購入いたしました。そしてそれを研究所にできるように現在整備しつつあるわけでございます。只今まで実施いたしま

した事業、それに使用いたしました金額は只今私ども申し上げました通りでございます。今後の計画につきましては、藤楓協会に理事がございますので、その理事会で運営して行くということになっておりますが、厚生省からもその理事会のなかに入りまして、政府としてのいろいろ意見を述べて、そして政府の行いますらい予防対策に呼応して、藤楓協会の事業をやつてもらいたいというふうにしております。

○中山善彦君 私地方に参りまして、らい療養所を大分ほう／＼視察して参りました。一昨年七月、丁度今より約二年前に堂森君らと出張いたしました。青森の療養所に視察に行きました。患者代表と会見をいたしました。堂森君や有馬君も同席をして来ておられたのであります。そのとき患者の代表から私どもに申しましたことを記憶を辿つて見ますというところ、らいの療養所には外科医がない、外科的施設が非常に不十分である、こういうことを訴えておつたのであります。次にこの被服の支給であります。冬は随分東北地方は寒いのに綿の入つた着物を着ることができない。従つて冬期になりますと、北のほうから南のほうの療養所に移動する者があつた。どうか温かい着物をもらいたい、どういふ希望を述べております。次に只今もお話にありましたが、自分ども外界と遮断されておりました、所内における娯樂機關を欲しい、今日までそういうことが極めて少い。なおほかにあつたのは特別な関係から水道施設がないので非常に困るというのを訴えておられたのであります。こういうよ

うな問題につきましては、当局としては全国的にそういうような配慮がされておるかどうか、又それに関連する予算措置等も適当にやつておられるかどうか、この点何つておきたいと思ひます。

○政府委員(曾田長宗君) 最初に外科医の不足という点が指摘されたのであります。確かに最近に至りまして、殊に新しい治療法の普及によつて患者の症状が非常に軽くなつて参りました。軽快いたします者の数も殖えて来るということになりますと、外科医、特に整形外科の専門的な処置というものを必要とする患者が逐次殖えて参つております。この方面の専門のかたがたに、専門医の比較的容易に得られますところ等ではすでに非常勤職員としていろいろ御指導を願うという措置をとつており、又医員にもその方面の勉強をしてもらうというようにしておるのでございますが、確かに現状といたしましてはまだその点が非常に不十分でございます。将来といたしましては療養所の職員全般にこの職員の不足が感ぜられておるわけでございますが、この医員の増員ということを図ります場合に、特にその方面の考慮を十分に図りたいと考えております。

次に被服の問題でございますが、この被服は昭和二十六年に比較いたしますと二十七年に若干単価増をして頂いたのであります。これだけでも十分だと考えられますので、将来例えは二十九年予算の要求といたしましては、そのほば倍くらゐ二十七年、八年は以前より若干殖えまして三五千五百円も、なお年間一人に対して三五千五百円

程度の予算単価になつておるのであります。二十九年にはこれを六千円程度に増額したいというふうに努力いたしておる次第でございます。

なおその他のいろいろな患者の慰安或いは生活の補助というふうな問題につきまして、前回も簡単に、お触れいたしましたかと思うのでございますが、又皆さんも或る程度御承知と考へますが、いろいろな所内におきましての公会堂とか或いは理髪店或いは美容師の店と申しますか或いは学校でありますとか、或いは教会堂というふうなもの等の設立ということにつきまして、或る程度予算も増額し或いは他のいろいろの關係団体の御援助も得まして、極力患者の福利厚生のために努めておるような次第であります。予算面につきましては、昨日山下先生からも御要求がございましたので、いろいろ細かい点は資料として準備いたしておりますので、今日中にもお手許に差し上げられるかと存じております。なおねがひ今のような考え方でも進んでおります。

○中山善彦君 私が視察した療養所を見ますと、職員のかたが殆んど献身的に働いておられる。視察した場合に、非常に感に打たれるようなことがあつた。こういう特殊のところに勤務しておられる職員に対しては、何らかの待遇上に特別の措置をとつてゐるのはいかがでしょうか。又そういうふうな患者に対しても非常な温かみが殖えるのじやないかというふうな気持がしておるのですが、そういう問題についても、今までの状況を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(山口正義君) 癩予防法、癩という代りにハンセン氏病という名称を使つてはどうかという御意見につきましては、従来いろいろのかたからそういうお話を承り、又患者のほうでもそれを希望しているというところを承知しておるのでございますが、らいと申しますのは学名でございます。これをほかの名称に変えるということとは学問上からもな／＼困難な点であると存するのでございまして、ハンセン氏病というのが現在、らい菌を発見した人がハンセンであるからというのでそう言つてはどうかというお話があるのでございますが、世界中で、あま

りな問題につきましては、当局としては全国的にそういうような配慮がされておるかどうか、又それに関連する予算措置等も適当にやつておられるかどうか、この点何つておきたいと思ひます。

○政府委員(曾田長宗君) 癩療養所の勤務職員に対しましては、その仕事が非常に厳しいものでもございまして、一般職員に対しまして、より優遇の途を講ずる必要があるというふうに考へられますので、この職員に対して特別の加給をいたしておるのであります。それは大体多いものが六号、少ないものが二号の加給になつております。多いものは患者に直接接してありますのであります。癩療養所に働いております事務職員という事務系統の人たちは、その一番低い部分でございまして、二号俸だけ加給になつております。その仕事のいろいろな繁忙、或いはその種類の難易、或いは患者に接する度の多少というふうなことにによりまして、その中間の号俸だけ加給するということにいたしましたのであります。

○湯山勇君 私最初に、以前にも御説明があつたのですけれども、ハンセン氏病という病名を採用しない理由をもつて一度御説明頂きたいと思ひます。

りこのハンセン氏病という名称が使われてはおりませんし、又先般国際連合の一つの機関であります世界保健機関から通達が廻つて参りましたのによりまして、らいというものは学名そのまゝの、原語で申しますとレプロシという言葉を使つてほしいという通達が廻つて参りました。顧という文字そのものにも非常に悪い意味がある。例えば曾つてらい病に対して、らいという疾患に対して用いられた天刑病というような言葉でございまして、それは言葉そのものに非常に悪い意味がございまして、変えなければならぬと思つてございまして、顧という字そのものには悪い意味はあるものではございせんので、むしろ一般の人たちがらいというものを正しく理解してないという点に根柢があるのではないかと、いふに考えられるのでございまして。ハンセン氏病というふうに若し変えてみますと、そうすれば、ハンセン氏病とは何だといふふうに必ず言われると思つてございまして。そういう場合にそれはらいのことであると申しますと、らいという名称に対して一般の人たちの考えがかわらない限り、やはり同じような心配が起つて来るのではないかと、いふに考えられるのでございまして、私もいたしましてはハンセン氏病といふふうに名称を変えらるゝといふことで事は解決するとは考へられないといふふうに存じてございまして、むしろ本法の第二条にもございまして、従来遺伝性の疾患であるといふふうに考へられておりましたのを、これを伝染性の疾患であり又早期に発見して適当な治療をいたしますれば相当警戒

し得るものであるといふふうな正しい知識を一般の人達に普及させる方が、より重要なことであるといふふうに考へておられますので、直ちにらいという名称をハンセン氏病という名称に変えてもいいのではないかと、いふふうに考へておられます。○湯山勇君 少し意見になりますけれども、学名というのはレプロシというの、これは国際的な名前ですから問題はないと思つて、併しらいといふのは学名じゃなくて和名にしか過ぎないから、便宜上使つてゐる言葉なんですから、これを変えたいといふことは何も国際的な影響はないと思つて、それから今おつちやつたように、旧觀念を成るほどいふふうな内容に直して行くといふお考えは勿論ですけれども、そういうことをするため、手取り早いためにこのように病名を変えたいといふことを行かれば、なぜ変えたかといふ疑問が一般に起つて来るわけですから、そういうことから自然にこの啓蒙の機会も個々えられるといふようなことも考へられます。昨日の御原委員に対する御答弁の中にも、結局遺伝性のものでなく伝染性のものだといふ御答弁の一切の要素は、この菌の所在にあるといふようにまあ新らしい考へ方では受取れたわけですから、見るならば、このハンセン氏が菌を発見したといふことは一つのらいの療養に關したもので、或いはこういう予防法が生まれたことなどにつきましても、一つの画期的なことである。で、こういうふうな考へ方からすれば、むしろ今国際的な、そういうことを考へる段階よりも、どのようにして一般に啓蒙が

できて行き、どのようにしてこれの予防の目的が達せられるかといふことが今の日本としては重要な問題だといふような考へ方に立つて御再考の余地がないかどうか。これは大変意見になつて恐縮なんです。○政府委員(山口正義君) 湯山先生の御意見の点につきましては私も従来いろいろ考へて見ましてやはり名称を変えて、これは解決するものではなくて、名称を変えるよりも、先ほど申し上げましたように、正しい知識を普及して行くといふふうに、そちらに持つて行かなければならぬのではないかと、いふふうな私どものほうでは考へてゐるわけでございます。○湯山勇君 もう少し意見を述べさせていただきますと、局長はこの名前を変へることと啓蒙といふことと対立させてお考えになつていらつしやる。私が申し上げてゐるのは両者を対立させるのではなくて、啓蒙をより有効にするためにも病名を変へたほうがいいのではないかと。つまりらいといふ言葉には、さつきお話のありましたように、かなり天刑病的な要素を持つてゐるわけですから、まあ一般社会の受取り方ですが、そこでうそいふことも含めて、何方今のような対立的にでなくて、同じ立場に立つて考へることができないかどうか、こういうことをお尋ねしておるわけですから。○政府委員(山口正義君) 私の先ほど申し上げましたのは患者が非常に多いといふ名称を嫌がるという点に立脚いたしまして、先ほど正しい知識を普及するほうがいいのではないかと、いふふうな申し上げたわけでございますが、先ほど申し上げましたように和名では、

らいは学名になつておりました、学問的にらいといふふうなきまつておりますものを、日本だけでハンセン氏病といふふうに変えて参りますといふことは、適當ではないといふふうに私も考へます。○湯山勇君 ちよつと御趣旨が今の学問的な見地に立つての考へと、それから啓蒙的な立場と混同されて、御答弁になりましたので、私なおこの点についていろいろ意見がありますけれども別の機会に又申上げ、御意見を承りたいと思つてゐます。なお次にこれも簡単なことですが、第二十八条の左の各号の一に該当するものは、拘留又は科料に処するといふ条文がございまして、一般の法定伝染病ですね。実験的に臨床的にも感染するといふことがはつきりしてゐる一般の法定伝染病、それに対して、やはり、隔離されてゐるところから出て行つた場合には罰則があると思つてゐます。それとの關係はどうなつておりますか。どちらがどうなるのか、御説明頂きたいと思つてゐます。○政府委員(山口正義君) 急性伝染病、現在法定伝染病に對しましては罰則はございまして即時強制になつております。もし出て参りました場合には、又直ぐ擧げて容れるという即時強制になつております。○湯山勇君 何か百円以下の罰金でございせんか。○政府委員(山口正義君) 罰金はございせん。○湯山勇君 ございせんか、じゃやういふふうな非常にはつきりした、而も危険な状態の伝染病に対しては今のやうに罰金もなければ別にどういふものがない。これに對してもどういふものが適用されるというのはどういうことになるわけですか。○政府委員(山口正義君) 現在の伝染病予防法におきましては、罰則がございせんので、即時強制という措置によつて直ちに又容れるという措置を取つてゐるのでございまして、そのやり方につきましては現在伝染病予防法を検討いたしておりました、成案を得ましたれば、いづれ国会に御審議をお願いしなければならぬといふふうに考へておるのでございまして、その際には即時強制でなしに或いは罰則を設けるといふようなことも考へなければならぬのではないかと、これは現在検討中ではございまして、それから同じように急性伝染病を取扱います検疫法の中には罰則がございまして、その検疫法によつて、隔離されておりますものが、逃亡いたしましたといふような場合には、一年以下の懲役と、それから十万円以下の罰金といふふうになつております。

○山下義信君 この時間は小委員でないかたのお使いになる時間だと思ひますから控えるのですが、一応皆さんと一緒に私は伺つたほうがいいと思つて、そこで資料も一つ二つこの際要求しておきたいと思つてゐます。この法案の審議に當つてつとこうして伺つてゐるといふと、公衆衛生局長と医務局長とがこもごも答弁する。これは素人に分らんのですよ。公衆衛生局長がそのらい予防法に対して、法律で言へば公衆衛生局長はどことどこをやるのか、それで医務局長はどことどこをやるのか、

か、一つの法律の中にどここのところは公衆衛生局長の答弁、どここのところは医務局長が答弁するということは、言い換えれば法律の中に、受持の分担は、はかの行政の分け前もあるだろうと思うのですが、これを表にして私にわかるように資料として頂いてもよい、簡単なことならここで御説明下さつてもいいのですが、わかるように表にして頂きたい。どうしても分けなければそのらい予防行政というものができないのか、公衆衛生局で一本にしたのではできないのか、或いは医務局一本で受け持ったのではできないのか、どうしても二局が分かれてやらなければできないのだということを我々が納得するような資料を貰いたい。私どもは考えでは一つの行政は、一つの局が責任を持つてやうな方がいいだろうと思うのですが、ダブつて二重にならねけりやならんわけを表現でわかるように一つ資料で下さらんか。ここで説明を聞いていてと時間がかりますから、行政分担表が何かの上に簡易な説明をした、或いは備考欄でも付けて下さつていいですか一つお願いしたい。国立療養所関係等の関連の点においてはさうであると思いますが、私はこれはさつき湯山委員が質問しておつたが普通伝染病として扱うのじやないでしよう。これは根本的な理念の問題ですが、当局の方針ですが、先ほどから国民のらい病に対する考え方を認識を深めるのだ。昨日は横山委員から御質問があつたが、国民に対して正しい知識を普及するとはどういうことかといふことは御質問があつたが、要するところは最近の何とか菌の発見で遺伝といふようなものでなくて、伝染病だと

いふことになつたといふことは、らい病に対する考え方はらい病といふものは軽いのだといふ考え方を持たせるといふのですか。さうでなくて、恐るべき伝染力があるのだから従来の考え方とは変つて伝染をしないように十分注意せなければならぬといふ考え方を持たせるのか。昨日からの答弁を聞いて見ても、軽いようにも考えられるし重いようにも考えられる。非常な重慶のものに対しては強制的な隔離をする必要もあるし、軽いものは差支えないといふことにも聞こえて見たり、さうかといつて普通の伝染病以上の扱いをしようにするといふことは怪しからん、何だかんだといつたつて普通の伝染病と同じように取扱ふのならばこんな特別法を作る必要はない。常識でも分つてゐるのです。ます／＼十分に注意を払ふ、さういふのでしよう。だから従来の簡単なお粗末な法律では役に立たんから完全なものにしてその病気を絶滅して行こう、さういふ考え方なんではしう。十分注意をして、協力して絶滅に持つて行こうといふならば、この病気に對する万全の注意を払ふといふ方法を考へて、注意を払ふといふ点については重く考へて行く。病氣そのものにも十分注意して伝染病といふことになつたから、といつて軽いのだといふ意味じやないでしよう。ですからこれは私は同じ伝染病の中でも特殊行政だと思ふのです。私は常識で言うのです。常識論です。特殊行政ならば普通伝染病が医務局と公衆衛生局の二局にまたがつて、両方が相談しなければならん特殊行政ならば一本にして筋を通して頂きたい。さつきから二人の方からどこを尋ねたらどつちが重きを置

くといふ答弁をするのか分らん。けれども私は両方の局の受持を法律の受持の第何条は公衆衛生、第何条は医務局、大体これも私も今初めて厚生委員になつたのじやないですか、何とか私は想像はつきります。けれども一遍表にして、要するにさういふことも将来行政機構の改革のときに改革して貰つてはどうか。依然として同じ古い機構の両方が重なり合つて責任を持つのは一体どつちの行政の受持であるのかわからんのです。一つ両方の受持区分を表にして下さい。長いことを言うとき間がかりますから表にして、この両局の、この法律に關して、業務の受持区分表を資料として出して下さい。それから大切なことは従つて伝染病の経路だらうと思ふのです。そのデータを一つ資料として出して下さい。先ほど私はこの御提出になりましたら関係の統計をすつと見ておつたが、一人患者の出た、その家族の感染の状況の、我々にはわかるようなデータを一つ出して頂きたい。それによつて患者の出た家の家族をどうしなければならんといふことも、おのずと法律の必要なこともわかつて来ますから、わかるような当局の御調査の資料を要求したい。これはもう一つの資料でありますが、生活保護の必要がある、このあなたのほうから下さつた資料では患者の家族の五〇％は生活保護の必要のある世帯だといふ数字が出ておる。この生活保護法の適用がこの法律のなかの一つのポイントになつておる。これはどの程度の生活保護がしてあるかといふことを社会局を通じてお調べなさつてあなたのほうにそれがちゃんとわかるならば、どの程度の生活保護を与えて

おるか、一世帯どれだけの生活扶助を与えておるかといふことを、これを資料で頂戴したいのです。それだけあなたのほうの両局の行政事務の分担表、備考欄に、法律の両局関係の簡条があればそれを書いて下さつて、それで今私がお願いした点を摘要欄に書いて頂きたい。今の伝染の経路に關するデータ、それから生活保護法適用状態、この資料を一つ至急に出して下さい。お願いいたします。

○政府委員(山口正義君) 只今山下先生から御要求の資料は至急に整えてお届けいたします。ただ一言この法律におきましての医務局と公衆衛生局との分担の問題でございしますが、医務局と公衆衛生局との仕事の分担につきましては、只今御要求になりました資料のなかに整えて提出いたしますが、この只今御審議を願つております法律につきましては、国立療養所に關します第三章關係の事項につきましては、御質問がございますれば医務局長がお答え申上げ、その他の部分につきましては特別御要求のない限り、私、公衆衛生局長がお答え申上げるといふことになっております。

○委員長(豊田芳夫君) 本日はこれくらいで委員会を閉じます。
午前十一時四十二分散會

昭和二十八年七月二十八日印刷

昭和二十八年七月二十九日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局